

## 地方公務員の退職管理に係る制度及び取組状況

## 1 制度概要（地方公務員法）

## 1 元職員による働きかけの禁止（第38条の2）

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止

## 2 退職管理の適正を確保するための措置（第38条の6第1項）

地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

【国家公務員法の退職管理に関する規定】

再就職あっせんの規制、現職職員の求職活動の規制、再就職状況の公表 等

## 3 再就職情報の届出（第38条の6第2項）

条例により、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるものとする。

## 2 取組状況（平成31年4月1日時点）

## （1）再就職情報の届出制度等

	届出制度等あり	届出制度等なし
都道府県	47 (100.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	809 (47.0%)	912 (53.0%)

## （2）再就職状況の公表

	公表している	公表していない
都道府県	47 (100.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	430 (25.0%)	1,291 (75.0%)

## （3）再就職あっせんの制限等

	制限等あり	制限等なし
都道府県	16 (34.0%)	31 (66.0%)
政令指定都市	7 (35.0%)	13 (65.0%)
市区町村	70 (4.1%)	1,651 (95.9%)

※：「再就職あっせんの制限等」には、条例等に基づく制限以外の方法で再就職あっせんを自粛要請しているものを含む。

## （4）在職中の求職活動の制限等

	制限等あり	制限等なし
都道府県	15 (31.9%)	32 (68.1%)
政令指定都市	2 (10.0%)	18 (90.0%)
市区町村	46 (2.7%)	1,675 (97.3%)

※：「在職中の求職活動の制限等」には、条例等に基づく制限以外の方法で在職中の求職活動を自粛要請しているものを含む。